

議案第8号

指定金融機関の指定について

次のとおり指定金融機関を指定する。

1 指定金融機関

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

株式会社 三井住友銀行

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和9年9月30日まで

令和5年2月6日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松井一郎

説明

公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることについて指定金融機関を指定するため、地方自治法第292条において準用する同法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（金融機関の指定）

第235条 省 略

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

地方自治法施行令（抄）

（指定金融機関等）

第168条 省 略

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3—8 省 略